

# 平成 29 年度事業計画書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

第1	啓発普及活動事業	3
1	広報・啓発活動	3
(1)	機関誌「とうけいきょう」の発行	3
(2)	東警協ウェブサイト	4
(3)	イメージアップ戦略	4
(4)	「警備の日」に伴う行事	4
2	犯罪抑止活動等補助	4
(1)	東京都安全・安心まちづくり協議会への参加	4
(2)	東京万引き防止官民合同会議への参加	4
(3)	各種被害防止のためのグッズ等の製作・配布	5
第2	育成事業	5
1	警備員教育事業（現任教育）	5
2	職業訓練認定校事業（新任教育）	5
3	公安委員会講習事業	5
(1)	警備員指導教育責任者講習	5
(2)	機械警備業務管理者講習	5
(3)	現任指導教育責任者講習（定期講習）	5
4	特別講習事業	6
(1)	特別講習	6
(2)	予備講習	6
(3)	0からの挑戦塾	6
第3	調査研究指導事業	6
1	調査研究事業	6
2	オリンピック対策委員会	6
3	青年部会によるプロジェクト	6
第4	災害対策支援事業	7
1	災害への備え	7
2	各種訓練の実施	7
(1)	登録警備員参集訓練	7
(2)	東京都合同総合防災訓練	7
(3)	電話連絡網招集伝達訓練	7
(4)	地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練	7
3	災害対策総決起大会	7
第5	セミナー等事業	7
1	教育委員会関係	8
(1)	指導教育責任者研修会（立入前研修会）	8
(2)	教育幹部研修会	8
(3)	教育幹部合宿研修会	8
2	業務適正化委員会関係	8
3	施設警備業務関係	8
(1)	上級救命講習	8
(2)	教育担当者研修会	8
(3)	経営者等研修会	8
(4)	適正業務研修会	8
(5)	報告会	8
4	交通警備業務関係	9
(1)	指導者研修会（交通、雑踏）	9
(2)	経営者等研修会	9
(3)	適正業務研修会（労務単価実務者）	9
(4)	適正業務パトロール	9
(5)	警視庁との意見交換会	9
(6)	報告会	9

5	機械・輸送警備業務関係 .....	9
(1)	合同研修会（上期） .....	9
(2)	合同研修会（下期） .....	9
(3)	報告会 .....	9
6	女性経営者グループ関係 .....	9
(1)	経営者研修会 .....	9
(2)	女性警備員研修会 .....	9
7	各地区の研修会等 .....	10
8	その他 .....	10
(1)	東京しごと財団と協働した就職支援講習 .....	10
(2)	英会話、マナー講座等 .....	10
(3)	警備技能デモンストレーション .....	10
(4)	暴力団等反社会的勢力の排除活動 .....	10
第6	表彰等事業 .....	10
1	優良警備員表彰式 .....	11
2	各種功労者等表彰 .....	11
3	その他の表彰 .....	11
第7	その他の事業 .....	11
1	総会・理事会等 .....	11
(1)	総会 .....	11
(2)	理事会 .....	11
(3)	新年互礼会 .....	11
2	青年部会の立上げ .....	12
3	書籍等販売事業 .....	12

## はじめに

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 OP」という。）の開催まであと 3 年余となり、安全な開催に向けて東京 OP 組織委員会はもとより警視庁、東京都などによる準備作業がピッチを上げてきた。これに伴い警備業に対する需要拡大が予想される一方で、東京 OP における安全確保のために、警備業界に寄せられる期待は日ごとに高まっている。

当協会は、一般社団法人として歩みを始めて 5 年目を迎え順調に推移しているが、東京 OP に的確に対応するためには、例年の事業の一部見直しと必要な対策を盛り込んだ新しい事業の展開が求められており、変革の時期を迎えている。

都内における警備業界を取り巻く情勢は、昨年 of 刑法犯の認知件数が 14 年連続で減少し、過去最高を記録した平成 14 年から半減しており、治安環境は数値の上では大きく改善しているものの、高齢者を狙った振り込め詐欺や女性と子供を被害者とする事件が目につくなど、体感治安の改善には至っていない状況にある。

また本年度は、いわゆる「29 年問題」の節目の年となり、社会保険加入の目標達成が求められるほか、少子高齢化と労働力人口の減少による慢性的な警備員不足が続く中で、長時間労働等の問題も惹起しており、人手不足対策が大きな課題となっている。このため、東京 OP を絡めたインパクトのある広報活動の展開をはじめ、「すみれ会」を中心とした女性活躍推進施策の充実や、年度初めに立ち上がる青年部会の活躍が期待されている。

一方、昨年警視庁が行った定期立入検査では、違反件数は前年より 31 件多い 343 件であったが、違反業者数は 3 業者少ない 249 業者であり、同一業者の複数違反が見受けられることから、適正な業務運営がより強く求められる。

また、昨年中は熊本地震、鳥取県中部地震のほか福島県沖の地震では津波の襲来があったほか、桜島や阿蘇山などの噴火や台風襲来により多数の被害が発生するなど自然災害が多く発生する年であった。警視庁と締結した災害発生時支援協定に基づき、的確な警備業務が実施できるよう、日頃からの訓練も欠かすことができない。

## 第 1 啓発普及活動事業

（定款第 4 条第 1 号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」）

### 1 広報・啓発活動

#### (1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

東警協の各種事業をはじめ、警備業を取り巻く情勢、各行政機関等からの情報を収集し、防犯対策、防災対策等を紹介するほか、広く一般にも役立つ情報を掲載し、会員はもとより、関係機関、団体等へ配布して自主防犯・防災意識の啓発普及を図る。

## (2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、東警協の概要紹介をはじめ、警視庁、東京消防庁、東京労働局など関係機関から寄せられる情報、関係法令や規則等の施行・改正に関する情報提供、資格取得講習、セミナー等をタイムリーに公開するほか、PDF版の機関誌「とうけいきょう」を継続掲載して会員に対する閲覧機会の提供に努める。

## (3) イメージアップ戦略

### ○ イメージキャラクターの制作

当協会のイメージキャラクターであるフクロウのマスコットを制作するほか、いわゆる「ゆるキャラ」として各種イベントに活用するなどして協会のイメージアップを図る。また、これと併せてイメージキャラクターの愛称を募集する。

### ○ 女性警備員の愛称制定

女性警備員の人材確保対策と、業界のイメージアップ戦略の一環として、SNS等を活用して女性警備員の愛称を公募するとともに、広く情報発信することで業界のアピールに努める。

### ○ デジタルサイネージの活用

駅前等に設置しているデジタルサイネージを活用して、警備員の人材確保のためのイメージアップ広告を放映する計画であり、人材確保の受け皿づくりについてハローワークと協議している。

### ○ イベントにおけるブースの設置

東京都合同防災訓練等の大規模イベントが実施される際に、東警協ブースを設置し、「イメージキャラクター」や「ゆるキャラ」などを活用して警備業のピーアールを行い、東京 OP に向けての人材確保対策の一助とする。

## (4) 「警備の日」に伴う行事

警備の日(11月1日)は、全国各県警協で記念行事等を開催することから、東警協においても優良警備員表彰式(10月25日)と合わせて記念講演等の施策を実施する。

## 2 犯罪抑止活動等補助

### (1) 東京都安全・安心まちづくり協議会への参加

東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」を制定して犯罪だけではなく交通事故による被害防止も加えた安全安心の確保を図り、「誰もが安全安心を実感できる社会の実現」に向けた取組みを推進していることから、当協会もこれに参加し、犯罪や事故の防止に配慮した環境整備に取り組む。

### (2) 東京万引き防止官民合同会議への参加

刑法犯の約1割を占める万引き被害を防止するため、警視庁と東京都並びに民間業界団体等により組織される「東京万引き防止官民合同会議」に参加して、契約先店舗における万引き被害の未然防止などに警備業界として積極的に協力する。

### (3) 各種被害防止のためのグッズ等の製作・配布

警視庁からの要請に基づき、振り込め詐欺の被害防止、子供の犯罪被害や少年非行等の未然防止のためのグッズ等を制作し、警視庁各警察署の防犯協会を通じて全国地域安全運動等で配布し啓発普及に協力する。

## 第2 育成事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第4号「法令等の規定に基づく講習等の受託事業」)

### 1 警備員教育事業（現任教育）

現に警備業務に従事している警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

1日、6時間の教育を実施 (1号44回、2号4回 定員各回120名)

### 2 職業訓練認定校事業（新任教育）

職業能力開発促進法に基づき、東京都から能力再開発訓練短期課程セキュリティ科の職業訓練認定校の指定を受け、新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

4日間、23時間の教育を実施 (12回 定員各回120名)

## 3 公安委員会講習事業

### (1) 警備員指導教育責任者講習

・1号警備業務	新規4回	定員	各150名	(3回目のみ200名)
	追加1回	定員	140名	
・2号警備業務	新規1回	定員	150名	
	追加1回	定員	70名	
・3号警備業務	1回	定員	60名	(新規50名 追加10名)
・4号警備業務	1回	定員	60名	(新規10名 追加50名)
	計9回		1,130名	

### (2) 機械警備業務管理者講習

	3回	定員	各40名
計			120名

### (3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）

・1号警備業務	3回	定員	各220名
・2号警備業務	2回	定員	各220名
・3号警備業務	1回		90名
・4号警備業務	1回		90名
計	7回		1,280名

#### 4 特別講習事業

##### (1) 特別講習

・施設警備業務	1 級	3 回	定員各回	100 名
	2 級	12 回	定員各回	100 名
・交通誘導警備業務	2 級	15 回	定員各回	100 名
	・雑踏警備業務	1 級	1 回	定員
・貴重品運搬警備業務	2 級	6 回	定員各回	100 名
	1 級	1 回	定員	100 名
	2 級	4 回	定員各回	100 名
	計	42 回		4,200 名

##### (2) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習を兼ねて実施する教育

(42 回 定員各回 110 名)

##### (3) <sup>ゼロ</sup>0からの挑戦塾

特別講習における検定合格率アップのため、会員限定で実施する教育

(11 回 定員各回 30 名)

### 第3 調査研究指導事業

(定款第4条第2号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」)

#### 1 調査研究事業

警備業に係る各種実態把握調査をはじめ、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集する。

#### 2 オリピック対策委員会

東京 OP の安全な開催を見据え、警備員の確保、熱中症予防対策、必要な警備技術等について調査研究を行い、東京都警備業協会としてとるべき対応について検討する。(正式名称～東京都警備業協会 東京 2020 オリピック・パラリンピック 警備対策委員会、以下「オリピック対策委員会」という。)

当面、OP に向けた人材確保対策を総務委員会に、警備員のスキルアップ対策を教育委員会に諮問して推進している。

#### 3 青年部会によるプロジェクト

東京 OP に向けた警備技能デモンストレーションや人材確保対策等当面の重要な課題に若い力を発揮するほか、将来の警備業界を見据えた対策について調査研究を行う。

## **第4 災害対策支援事業**

(定款第4条第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」)

### **1 災害への備え**

東日本大震災や各種災害で得た教訓から近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるため、食料等の備蓄、装備資器材の調達、各種訓練等を充実強化する。

### **2 各種訓練の実施**

#### **(1) 登録警備員参集訓練**

災害時支援協定に基づく活動要領を踏まえ、参集した登録警備員に対して警視庁の指導により、協定による要請を受けた支援活動の完遂を期して、5月1日に警視庁交通安全教育センターにおいて各種訓練を実施する。

#### **(2) 東京都合同総合防災訓練**

9月3日に東京地方に首都直下地震が発生したと想定し、自治体、防災機関との連携強化を図り、自助共助の地域防災力向上を目的とした訓練に参加する。

#### **(3) 電話連絡網招集伝達訓練**

災害時支援協定に基づき、電話連絡網を整備して災害時の招集伝達訓練を行うことにより、有事即応体制を確立することを目的として実施する。

#### **(4) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練**

各地区などの単位で災害対策委員会加盟社により実施される研修会や、警視庁が実施する災害対策訓練、所轄警察署により実施される主要交差点における交通誘導警備訓練等の各種訓練に参加する。

### **3 災害対策総決起大会**

災害時支援協定に基づき、体制の充実強化や出動警備員に対する指導教育の徹底を図ることを目的として隔年開催される大会であり、災害対策委員会加盟社に対する意識付けを図るものである。東京 OP の開催を間近に控えていることを受け、本年度は警備技能デモンストレーションとの抱き合わせで、10月3日に行うこととする。

## **第5 セミナー等事業**

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第5号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」)



## **1 教育委員会関係**

### **(1) 指導教育責任者研修会（立入前研修会）**

警視庁では、例年5月～6月にかけて都内の警備業者に対する一斉立入検査を実施しているが、立入りがスムーズに行われることを目的として、事前に会員・非会員を問わず各社の指導教育責任者を招致し、警視庁の担当官からポイント等について指導を受けるための研修会を4月25日に開催する。

### **(2) 教育幹部研修会**

経営者の意識改革、教育幹部等の資質及び指導力の向上を図るための研修会であり、オリンピックモードにシフトするため、本年度から春期の予定のみとする。

### **(3) 教育幹部合宿研修会**

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、必要な資質及び能力の向上を図るために合宿により実施する。

## **2 業務適正化委員会関係**

### **業務適正化推進大会 ～ リスクセミナー2018 ～**

労働災害防止の論文、ポスター、標語の優秀作品に対する表彰と、労働災害の防止、適正な労務管理、社会保険加入問題等の研修会を平成30年2月27日に実施する。

## **3 施設警備業務関係**

### **(1) 上級救命講習**

上野消防署の協力により実施する講習で、東京消防庁が発行する上級救命技能認定証（有効期間3年）の取得を目的とする。

### **(2) 教育担当者研修会**

検定合格のため、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育の強化を図る研修会で、本年度から春期のみの開催とする。

### **(3) 経営者等研修会**

主として施設警備業務を営む会社経営者等を対象に、各種法令の周知を図り業務の適正化を推進するための研修会

### **(4) 適正業務研修会**

施設警備業務を営む経営者等を主体に、適正な労務管理を推進するための研修会

### **(5) 報告会**

施設警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質等向上のための研修会を併せて行う。

#### **4 交通警備業務関係**

##### **(1) 指導者研修会（交通、雑踏）**

検定合格のため、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育の強化を図る研修会であり、本年から春季のみの開催とする。

##### **(2) 経営者等研修会**

経営者等に対して、各種法令の周知を図り業務の適正化を推進するための研修会

##### **(3) 適正業務研修会（労務単価実務者）**

国土交通省が毎年実施する公共事業労務費調査に適正に対応するための研修会

##### **(4) 適正業務パトロール**

道路工事現場のパトロールを実施し、危険個所の把握、安全配置指導等事故防止対策を推進するため、全国交通安全運動に合わせて実施する行事

##### **(5) 警視庁との意見交換会**

交通誘導現場における事故防止等適正業務を推進するため、警視庁生活安全総務課担当官との情報交換

##### **(6) 報告会**

交通警備業務年間報告と適正業務の推進及び資質等向上のための研修会を併せて行う。

#### **5 機械・輸送警備業務関係**

##### **(1) 合同研修会（上期）**

教育幹部等の資質・能力の向上を図るための研修会

##### **(2) 合同研修会（下期）**

管理者の意識改革及び適正な警備業務を推進するための研修会

##### **(3) 報告会**

機械・輸送警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質向上のための研修会を併せて行う。

#### **6 女性経営者グループ関係**

##### **(1) 経営者研修会**

経営者を対象として、女性警備員の確保や働きやすい職場環境の醸成のために実施する研修会

##### **(2) 女性警備員研修会**

女性警備員を対象として、警備技術の向上や人格向上のために実施する研修会

## 7 各地区の研修会等

中央、千代田、城南、南西、新宿、北西、北東、多摩地区の年間業務報告会や適正業務の推進及び警備員の資質の向上等に資する研修会を実施する。

また、数地区合同の研修会により、講師依頼や会場借り上げ等の合理化を図る。

## 8 その他

### (1) 東京しごと財団と協働した就職支援講習

働く意欲のある高齢者を生かし、就業モデルの開拓と拡大に取り組むために活動している（公財）東京しごと財団との協働事業として、「施設警備スタッフ」、「駐車場スタッフ」養成講習を実施している。

### (2) 英会話、マナー講座等

東京 OP の開催を見据え、外国人講師や元 CA（キャビン・アテンダント）を招請して実施する「外国人へのおもてなし」対応のセミナーで、本部委員会や地区の研修会に組み込む。

### (3) 警備技能デモンストレーション

東京 OP の開催を控え、警備員の技能向上のために実施する警備技能デモンストレーションで、次の技能五輪の開催を見据えて実施するものであり、本年度は災害対策総決起大会と抱き合わせにより、10月3日に開催する予定である。なお、「警備技能デモンストレーション実行委員会」を設置して推進する。

### (4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動

#### ○ 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、（公財）暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」を開催し、暴力団等反社会的勢力を排除する活動を支援する。

#### ○ 暴力団追放都民大会への参加

東京都暴力団排除条例に基づき、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団追放都民大会へ参加する。

#### ○ 東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会

2月に開催する定例理事会を対策協議会と位置付け、年度内の活動結果と活動予定を報告している。

## 第6 表彰等事業

（定款第4条第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」）

## 1 優良警備員表彰式

優良警備員1級及び2級の区分に応じて、会員各社から表彰基準に該当する警備員の推薦を受けて表彰する。これまで当協会創立記念事業の一環として実施してきたが、警備の日(11月1日)と近接していることから、本年度からは警備の日記念行事として記念講演も合わせて10月25日に実施する予定である。なお、表彰においては、警視庁、東京消防庁が行う各種表彰も合わせて実施する。

## 2 各種功労者等表彰

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成について顕著な功労のあった者、警備員の教育に関する事業に従事し、または警備業の発展のために実効ある発明、考案若しくは研究をし、警備業の発展に顕著な功労のあった者に対する表彰で、本年度から定時総会に合わせて表彰式を行う。

## 3 その他の表彰

(一社)全国警備業協会が募集する労働災害防止に関する論文、ポスター、標語の優秀作品について、リスクセミナーの席上で表彰を行うなど、会長が特に必要があると認めた者に対して表彰を行う。

## 第7 その他の事業

(定款上の事業～定款第4条第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

### 1 総会・理事会等

#### (1) 総会

平成28年度事業報告と平成28年度決算報告をはじめ、理事・監事等の選任などについて承認を受けるために開催するもので、本年度の定時総会は5月26日に開催予定であり、当日は警備業功労等の表彰式を併せて実施する。

#### (2) 理事会

平成29年度の理事会は、4月19日、7月12日、9月12日、12月13日及び平成30年2月21日にそれぞれ開催する予定である。

なお、「オリンピック対策委員会」を理事会の前時間で開催する予定である。

#### (3) 新年互礼会

平成30年1月17日にグランドアーク半蔵門で開催する予定である。これまでは開式に先立ち警備業功労等の表彰式を行っていたが、本年度からは別日程とする。

## **2 青年部会の立上げ**

業界の若い英知を結集し、将来を見据えた課題に取り組むため、総務委員会の下部組織として青年部会を置くこととし、4月7日に発足式を挙げて活動を開始させることとする。

## **3 書籍等販売事業**

警備業務の実施に必要な警備業法の解説や基本書式記載例集などの書籍類を販売するほか、申請書類、ビデオ・DVD、検定バッジ、協会オリジナルの警備員手帳をはじめ、エコバッグ、IDカードホルダーなどの販売を行う。